平成27年度から「子ども・子

平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図るため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国でスタートします。

新制度では、子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を用意し、教育・保育や子育て支援の選択肢を増やすことにより、地域の子育て支援を充実させ「子育てしやすい、働きやすい社会」を目指します。

また、新制度のスタートに向けた町の取り組みとして、平成27年度から5年間の保育施設等利用定員の設定や保育施設の整備、子育て支援に関する事業などを定める「子ども・子育て支援事業計画」を作成中です。



「子ども・子育て新制度」 のシンボルマークです



新制度の主なポイント



認定こども園の普及

幼稚園と保育所(園)に加えて、両方のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。

質や量の向上

幼児期の教育や保育の「量の 拡充」や「質の向上」のため、 施設整備や人材の確保、処遇の 改善を行います。

支援の充実

放課後児童クラブの利用対象 が小学6年生までになるなど、 地域のニーズに応じた子育て支 援サービスの拡充を図ります。

利用できる施設は?

幼稚園 3~5歳

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期 の教育を行う学校

利用できる保護者…制限なし

保育所 0~5歳

就労などのため家庭で保育のできない保護者に 代わって保育する施設

利用できる保護者…共働き世帯など、家庭で保育ができない保護者

認定こども園 0~5歳

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

利用できる保護者…制限なし

※白鷹町には現在、保育所以外の施設はありません。





地域型保育 0~2歳

原則 19 人以下の少人数単位で、0~2歳の子 どもを預かる事業

- *家庭的保育(保育ママ)定員5人以下を対象とした家庭的な雰囲気での保育
- *小規模保育 定員6~19人を対象とした家 庭的保育に近い雰囲気での保育
- *事業所内保育 事業所内の保育施設などでの 従業員や地域の子どもを保育
- *居宅訪問型保育 個別のケアが必要な場合な どに保護者の自宅で1対1で行う保育